

# 島根県益田市四塚山古墳群出土の三角縁神獣鏡と「同範鏡」

岩 本 崇\*

Triangular-rimmed mirrors displaying animals and divinity motifs from Yotsuzuka Tumuli at Masuda in Shimane and “Mirrors produced from the same mold”

Takashi IWAMOTO

キーワード：三角縁神獣鏡、「同範鏡」、古墳時代前期、石見地域、山陰

## はじめに

日本列島社会における政治統合の萌芽は古墳時代にあり、社会的シンボルとして各地に前方後円墳をはじめとする古墳が築造された。そして、そうした社会の動向とおおむね呼応してはじまるのが、三角縁神獣鏡の副葬である。それゆえ三角縁神獣鏡は、古墳時代社会をさまざまな位相一たとえば列島規模や地域という異なる観点一から評価するうえでの重要資料とされてきたのである。

こうした資料的特性をもつ三角縁神獣鏡であるが、島根県という地域に限定すると、その存在はこれまでに5面が知られるにすぎない。旧国別にその内訳をみると、出雲地域で4面、石見地域で1面という構成である。このうち、石見地域の1面については、内区を欠損する破片資料であるという制約があり、これまでに十分な検討が加えられていない。すなわち、石見地域の古墳時代前期にかかわる議論は、三角縁神獣鏡が存在するものの、それ以上のより具体的な分析をおこなうことが

困難な状況にあった。

筆者は2010年7月15日、石見地域において知られる唯一の三角縁神獣鏡である四塚山古墳群出土鏡を実見した結果、「同範鏡」の存在を確認するに至った。「同範鏡」の新規認定は、三角縁神獣鏡の製作技術にかかわる議論はもちろん、古墳時代出現期における社会関係形成にかかわるデータを提供する。とりわけ、四塚山古墳群出土鏡の場合は、その位置づけが明確になることで、これまで議論の俎上にあげ難かった石見地域における古墳出現期の社会を考察するうえでの、きわめて重要な材料を新たに提供することになろう。

以下では、やや煩雑となるが、四塚山古墳群出土三角縁神獣鏡とその「同範鏡」認定作業を出発点とし、このたびの「同範鏡」の新規認定がもたらすさまざまな論点について考察を試みる。

## 1. 四塚山古墳群出土の三角縁神獣鏡

### (1) 発見の経緯と出土地

四塚山古墳群出土の三角縁神獣鏡が発見さ

---

\*島根大学法文学部

れた経緯と出土地にかかわる諸情報については、当該資料をはじめに紹介した村上勇の記述にくわしい(村上1985)。以下に、まずはその内容を要約しておこう。

当該資料が発見されたのは1972年のことであり、益田市下本郷町の「ひばりが丘団地」の造成をおこなっていた工事現場である。工事のさなか、遺物の回収にあたった人物によれば、長さ約1m×幅約50cm×厚さ10cm程度の板石が5・6枚散在するとともに、顕著に赤い土がみとめられたということであるから、古墳の埋葬施設から出土したものであることは間違いない。埋葬施設については箱式石棺である可能性が想定されるが(村上1985:109)、研究者によって確認された内容ではないので、形式を決定づけることには慎重になるべきであろう。ただ、具体的な情報が示されているため、少なくとも板石を使用する形式の埋葬施設であった可能性は考える。出土地点の付近は、地元では以前より「四塚山」と呼称されており、古墳の存在が確認されている。当該鏡を所有していた人物が、現地において鏡を回収した当人であることをふまえるならば、上記した当該資料の「四塚山古墳群」という出土地については、明確なものとみてよいだろう。

なお、資料紹介の過程において、村上は四塚山古墳群出土の三角縁神獸鏡が、銅質や文様の表出から、いわゆる舶載鏡に属するものである可能性を述べている(村上1985:111)。ただし、上述の指標を絶対的な判断材料とするかは、定量的な分析がこれまでにこなわれていないため、実際には不明だといわざるを得ない点には注意が必要である。

このほか、当該資料の存在はこれまでに幾度か紹介あるいは注目されてきたが(小原・下高1999、岩本2006・2009)、その位置づけに

ついてはいわゆる舶載鏡として分離可能な一群に属するものであろうという認識にとどまっていた。その理由は、残存する部位が外区と鈕という、三角縁神獸鏡ではもっとも個体差をみとめにくい要素しか存在しないことによる。それゆえ、日本列島における三角縁神獸鏡の分布において明確な評価ができないばかりか、山陰地方での位置づけすら保留されていたのである。

## (2) 資料の特徴

それでは、あらためて四塚山古墳群出土の三角縁神獸鏡について、その特徴をみてゆくこととしよう(図1・2)。

**遺存状態** おおむね鈕と外区のみ破片群である。縁部についてはおよそ4分の3程度が遺存するものの、内区主文部はまったく残存していない。ほぼ全体がきわめて薄い錆に覆われており、表面は緑色を呈する。ところどころに淡緑色となった錆のみられる部分があり、いわゆるブロンズ病が発生している。いっぽうで、部分的に地金を確認できる箇所があり、そこは黒色を呈する。鏡面は、表面の剥離した部分が目立つ。全体に錆ぶくれが生じており、本来の厚みは現状より薄いものであったと考える。破片資料であるという点を差し引いても、ブロンズ病や錆ぶくれなどの状況から、遺存状態は悪いといわざるを得ない。

なお、外区破片の鏡面において、明褐色を呈する部分があり、鉄製品の錆の影響を受けた可能性を考慮しうる。副葬時には鉄製品が近接した位置に置かれていたと推測できる。また、鈕の破片の鏡面においては、目の細かな布が付着するのを確認できる。副葬時に布帛に包まれた、あるいは近接した位置に布が存在した可能性を示唆する。顕著な赤色顔料の付着はみとめられない。

**法 量** 直径は21.8cmとされてきたが、



图 1 四塚山古墳群出土三角縁神獸鏡



図2 四塚山古墳群出土三角縁神獸鏡拓影・断面図

接合のゆがみの少ない、良好に遺存する破片を鏡縁が水平となるように据えて計測したところ、21.5cmに復元可能である。厚さは錆ぶくれによって増大しているものの、残存部分で内区が1.5mm程度、外区で2.8mm程度、縁端部で9mm程度である。鏡面の反りについては、欠損のため確かなデータを提示できないが、7mm程度に復元しうる。

**文様・形態** 中心には、整った半球形をなす鈕が円座にのる。岩本分類a式（岩本2008a）の鈕である。鈕座である円座の直径は、4.3cm程度と非常に大型である。円座の外周には膨らみがみとめられ、さらに断面蒲鉾形の有節重弧文座などがめぐると予測できる。鈕孔はいわゆる「長方形鈕孔」であり（福永1991）、孔の周囲に外型と中子の接合面を反映する鑄張りを残す。鈕孔の大きさは、幅約1.1cm×高さ約4mmである。

内区主文部については、破片がまったく遺存しておらず、乳による分割数、神獸像の数や配列、文様構成などがまったく不明である。

内区外周部には、もっとも外周にめぐらされた櫛歯文帯が残存する。また、圏線を介してごくわずかに内側の文様帯が残存しており、外周の櫛歯文帯よりも厚みが大きいものとなっている。あるいは、方格によって内区外周部の文様帯を区画する形式のものであるかもしれない。

一段高い外区へは、無文の斜面を経て至る。外区は厚みの比較的均一な薄い形態であり、3条の文様帯を配する。外側から鋸歯文帯—複線波文帯—鋸歯文帯という構成であり、鋸歯文帯は外向きの鋸歯文を連ねる。鋸歯文帯の外周には1条の突線をめぐらせる。縁部は明瞭な突出をもつ小さな三角縁で、岩本分類の外区4式に相当する（岩本2008a）。

**鑄造・研磨** 部分的に残存するのみという

こともあり、湯口を推定できるような顕著な鑄造欠陥はみとめられない。ただし、表面の遺存状態があまり良好でないにもかかわらず、いくつかの範傷がみとめられる。とくに鈕の周囲の傷は目立つものであり、範の剥離部分を反映する。外区においてもところどころに範の亀裂に由来する傷を確認できる。

仕上げの研磨については、縁部外斜面と内斜面、外区最外周の鋸歯文帯上には強くほどこされた痕跡を残すが、外区内側の鋸歯文帯には、各鋸歯文の周囲に施文する際の枠線が残存することから、あまり強い研磨はほどこされていないものとする。鈕についても、鈕の周りの範傷に研磨の影響を確認できないので、著しい仕上げの研磨を想定することはできない。仕上げの研磨としては全体に粗いものであると評価でき、そのほかの三角縁神獸鏡全般と共通する様相を示すものと理解しうる（岩本2010c）。

## 2. 「同範鏡」の検索と認定

前章で指摘したとおり、四塚山古墳群出土鏡には少なからず範傷を確認できる。この事実は、四塚山古墳群鏡に同じ鑄型によって製作されたと考えられるいわゆる「同範鏡」が存在する可能性を強く示唆する。

「同範鏡」を認定するにあたっては、通常は同一の文様をもつかどうかという点が留意されがちである。むろん、それじたいは条件のひとつとなりうるものであるし、「同範鏡」を検索する際の最大の基準となるが、必ずしも文様が完全に一致しないと、「同範鏡」と認定できないわけではない。なぜなら、近年の三次元計測データに基づく検討によって、「同範鏡」において程度の差はあれ、文様の改変例の存在が明らかにされているからである（水野ほか2005など）。それゆえ、「同範鏡」と認

定するには、文様のような製作者によって意識的にほどこされる要素よりも、鑄型に不用意に発生した傷や、非意図的についた鑄型製作時の痕跡などを確定材料とする必要がある。

「同範鏡」の検索 現在知られている三角縁神獣鏡の総数はおよそ 560 面に達するが、これらを「同範鏡」によって整理した鏡種数は 200 種強を数える。したがって、四塚山古墳群鏡についても、まずはこれらおよそ 200 種から候補を絞り込む必要がある。そこで、ある程度数を絞り込む手がかりとなるのが、前章で示した鏡の文様にみる特徴である。

四塚山古墳群鏡は、鈕と外区の破片には接合関係がないため、確実に同一個体であるかは断定ができないものの、以下ではひとまず同一個体であるという前提で検討をすすめる。そのうえで、「同範鏡」を絞り込む手がかりとなりうる特徴を以下に列挙する。

- ① 鈕座に幅の広い円座を採用する。
- ② 内区外周部の外側は櫛歯文帯である。
- ③ 内区と外区を分ける斜面は無文である。
- ④ 外区文様帯の最外周に突線をめぐらす。

①の円座は三角縁神獣鏡には一定数の類別があるが、ほとんどは幅の狭い円座である。幅広い円座の例はきわめて限定される。②は三角縁神獣鏡の大多数に共通する要素であるが、それでも若干例を除外しうる。③については、斜面に鋸歯文を入れる例を除外できる。④についても、外周突線を有する例はある程度絞り込むことが可能であり、ほぼすべての「仿製」三角縁神獣鏡は検討対象外となる。

そのうえで、①～④までのすべての条件を満たす例があるかをあらためて検索したところ、該当するのは三角縁神獣鏡目録（京都大学考古学研究室 2000）の 93 番の鏡（以下では 93 鏡と表記）、1 例のみであることが明らかとなった。幸いにも 1 例に絞り込むことができ

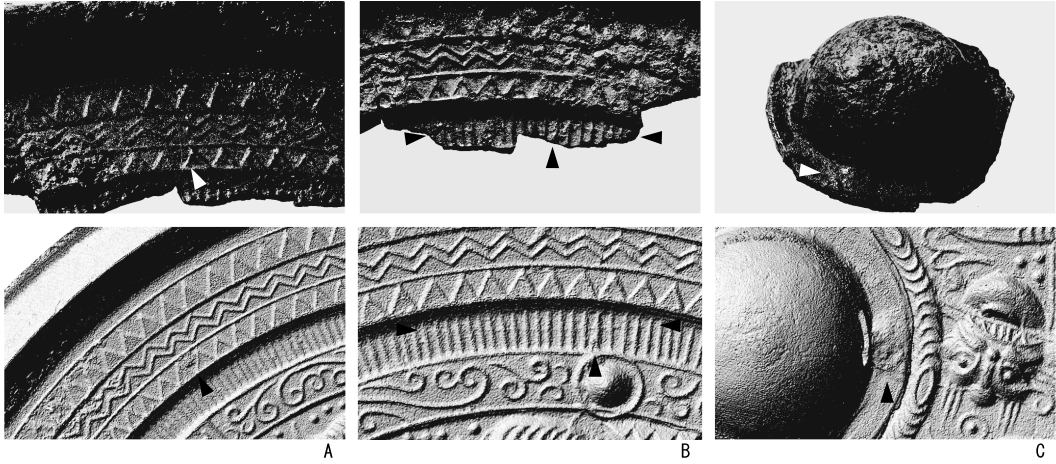
たのは、①の特徴をもつ例が僅少であったことによる。

「同範鏡」の認定 四塚山古墳群鏡の「同範鏡」候補として目録 93 鏡が該当することとなったが、これは鈕と外区の破片が同一個体であるという未検証の前提をもとにしたものである。したがって、四塚山古墳群鏡の全破片が同一個体であるかどうかを含めて、93 鏡との「同範」関係を範傷や鑄型製作時の痕跡の一致によって検証する必要がある。

まずは、四塚山古墳群鏡にみる範傷や鑄型製作時の痕跡をみてみよう（図 3）。目立つ範傷としては、外区破片のうちの 1 片にある外区を横断する傷である（図 3-A）。この横断傷は内側の鋸歯文帯の鋸歯文間に、顕著な膨らみとしてあらわれた傷を中心に、縁部にまで突線状に伸びる。ちょうど破片の接合箇所と重複する部分であるため認識しづらいが、異なる角度の写真によって鋸歯文間のうちの 1ヶ所がわずかに膨らみ、接合ラインの右側に沿って範傷が伸びるようすを確認できる。また、同一破片であるが、内区外周にほどこされた櫛歯文のうちの 1 本が、範傷によって太くなっている部分がある（図 3-B）。

つぎに、目立つ範傷をもつものとして、鈕の破片をみてみよう。一方の鈕孔の開口部に大きな鑄型の剥離傷によって生じた膨らみをみとめることができる（図 3-C）。

さらに、鑄型製作時に不用意についた痕跡として、先に目立つ範傷の確認をおこなった外区片をいま一度とりあげたい。注目したいのは、この破片の櫛歯文帯にある、櫛歯文を横切るような突線状の細い条線の存在である（図 3-B）。この細い条線は、そのほかの範傷とは異なって、直線的に走行するものであり、迷走しない。範傷ではないものの、鑄型製作時についた擦痕が製品に転写されたものであ



范傷の対応関係

上段：四塚山古墳群出土鏡

下段：長法寺南原古墳出土鏡



范傷と破片配置図 (60%)

背景は長法寺南原古墳出土鏡

図3 四塚山古墳群出土鏡の范傷と「同范鏡」との対応関係

る可能性が高いと考えたい。

以上の範傷と鑄型製作時の痕跡が、93鏡においてもみとめられるかどうか検討したところ、同様の傷と痕跡を確認することができる(図3)。そのほかの傷も含めて、93鏡と一致する部分を示したのが図3の下段の図である。以上の検討結果から、島根県益田市下本郷町に所在した四塚山古墳群から出土した三角縁神獸鏡は、目録93番の三角縁・天・王・日・月・唐草文帯二神二獸鏡と「同範鏡」であると認定できる。

「同範鏡」との比較 それでは、あらためて四塚山古墳群鏡を、それ以外の「同範鏡」と範傷以外の点で比較してみたい(図4・5)。

まずは、四塚山古墳群鏡にたいする観察記述において留意した、鈕座と内区外周部の文様構成について確認しておきたい。鈕座にかんしては、大きめの円座の外側に若干の膨らみがあることから、鈕座が円座だけではない可能性を示唆した。文様構成の全容を把握しうる「同範鏡」をみると、円座の外周にある膨らみは、断面蒲鉾形の有節重弧文座の一部であることを理解できる。さらに、内区外周部については、楕円文帯の内側にめぐる文様帯部分が楕円文帯よりも厚みが大きいものとなっていることから、内区外周部の文様帯を区画する方格などを反映したものである可能性を考慮した。実際は、「同範鏡」の断面形態をみればうかがえるように、三角縁神獸鏡目録の93番の鏡である三角縁・天・王・日・月・唐草文帯二神二獸鏡は、内区外周部の唐草文帯がほかの内区の各文様帯より厚みがわずかに大きなものとなっている。

このように、四塚山古墳群鏡の細部は、基本的に「同範鏡」と評価されるそのほかの9面と共通するものと考えて差し支えない。サイズという点でも、ほかの9面と近似した値

を示す。とりわけ、割れずに完形品として出土した長法寺南原古墳の2面が直径21.5cm、東之宮古墳の例が直径21.4cmであり、四塚山鏡の復元直径21.5cmと同一ないしほぼ同一となる。また、断面形態についても、全体のあり方だけでなく、半球形に整った鈕や先端に丸みを帯びた乳、縁部の立ち上がり方といった細部形態に至るまで、諸特徴がまったくといってよいほど共通しているのである<sup>4)</sup>。四塚山古墳群鏡を含むこれらの「同範鏡」は、さまざまな点において同一性が強いということをあらためて確認することができるだろう。

### 3. 「同範鏡」新規認定と新たな論点

「同範鏡」の新規認定は、単に数的な増加のみにとどまらない新たな論点を提供する。以下では、四塚山古墳群鏡の「同範鏡」新規認定がもたらす諸論点をとりあげ、考察する。

四塚山古墳群出土鏡と「同範鏡」 前章までの検討によって、四塚山古墳群から出土した銅鏡が、三角縁・天・王・日・月・唐草文帯二神二獸鏡(目録93鏡)であることが明らかとなった。あらためて確認しておく、これまでにその「同範鏡」は、兵庫県へボソ塚古墳、大阪府石切周辺(推定)、京都府長法寺南原古墳(2面)、京都府八幡西車塚古墳、奈良県佐味田宝塚古墳、岐阜県円満寺山古墳、岐阜県矢道長塚古墳東塚、愛知県東之宮古墳の8ヶ所で、合計9面が確認されている。そして、今回の四塚山古墳群鏡が10面目となる。小林行雄の神獸像配置分類(小林1971)では配置J1、岸本直文の神獸像表現分類(岸本1989)では表現④に相当する鏡である。

鏡と出土古墳の年代論 それでは、三角縁神獸鏡の編年を試みた先行研究をもとに、鏡の年代的な位置について確認しておきたい。三角縁神獸鏡の年代論をあつかった、新納泉の





図4 三角縁・天・王・日・月・唐草文帯二神二獣鏡（目録93鏡）

- 1. 京都府長法寺南原古墳 [1号鏡]
- 2. 京都府長法寺南原古墳 [2号鏡]
- 3. 京都府八幡東車塚古墳
- 4. 岐阜県円満寺山古墳
- 5. 岐阜県矢道長塚古墳東棺
- 6. 愛知県東之宮古墳

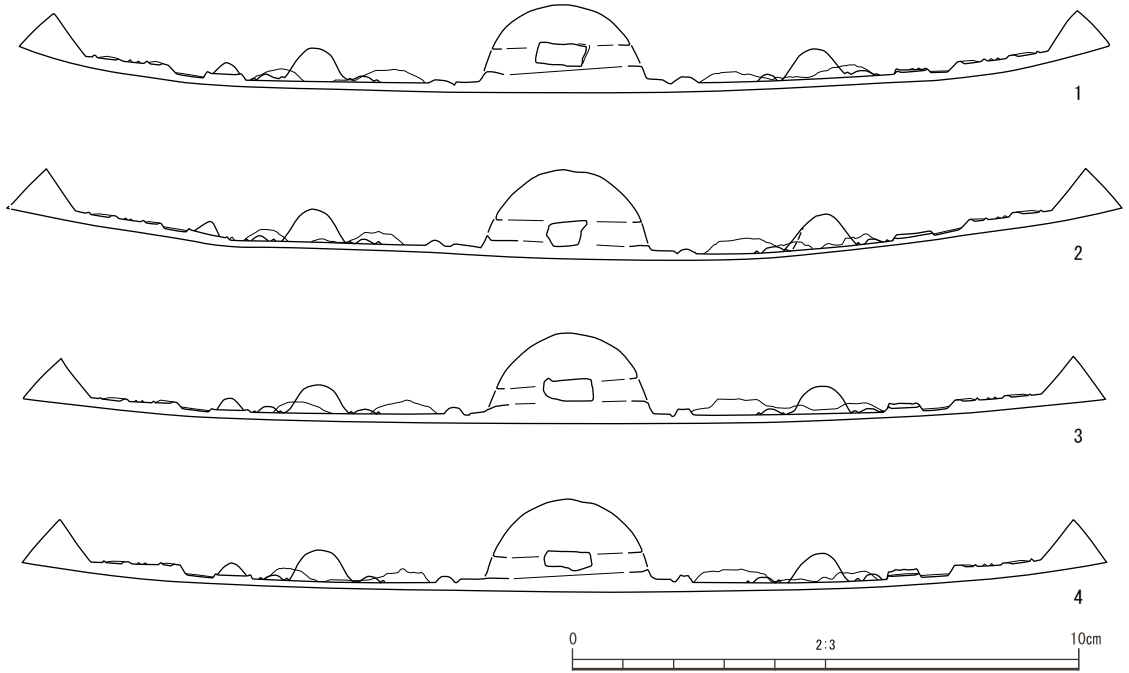


図5 三角縁・天・王・日・月・唐草文帯二神二獸鏡（目録93鏡）の断面形態

1. 京都府八幡東車塚古墳 2. 岐阜県円満寺山古墳 3. 岐阜県矢道長塚古墳東棺 4. 愛知県東之宮古墳

「仿製」鏡を含めた5段階区分では4段階目（新納1991）、澤田秀実の舶載鏡5段階区分では第Ⅳ段階（澤田1993）、福永伸哉の舶載鏡4段階区分ではC段階（福永1994）、岸本直文の舶載鏡5段階区分では第Ⅳ段階（岸本1995）、辻田淳一郎の舶載鏡3段階区分ではⅡ段階（辻田2007）、岩本崇の舶載鏡4段階区分では第4段階（岩本2008a）という位置づけとなる。

このように、いわゆる舶載鏡のなかではおおむね新相に属する資料であるという見方は一致しているが、細かくみると舶載鏡の最新段階には下らないという評価と、最新段階に位置づけられるという見解の双方がみうけられる。いずれの見解がより蓋然性の高いものであるかはにわかには決めがたいところがあるので、つぎにこの点について古墳における三角縁神獸鏡の組合せと共伴資料から検討を試みることにしよう。

「同範鏡」出土古墳における三角縁神獸鏡の

組合せを表1に示す<sup>(2)</sup>。同一古墳において出土する三角縁神獸鏡が組合せとして一時期のまとまりを示すという前提に立つ限り、多くの事例で同一段階からなるという整合的な結果が得られるのは、岩本編年（岩本2008a）と大賀編年（大賀2002）であり、いずれも舶載鏡のなかでも最新段階のみの組合せを示す。したがって、93鏡の年代的位置は、舶載三角縁神獸鏡の最新段階に位置づけるのが、現状の資料状況に合致した理解だと考える。

また、表1のうち、単一時期のまとまりと考える三角縁神獸鏡を出土する古墳は、古墳の年代も三角縁神獸鏡の製作年代と時間差が小さい可能性を考慮しうる。それらのうち、兵庫県へボソ塚古墳では古相の石製腕飾類、岐阜県円満寺山古墳では特徴的な腸扶柳葉式鉄鏡が出土しており<sup>(3)</sup>、現段階で筆者が予察的に提示する前期古墳編年のⅢ期、すなわち前期中葉に位置づけられる（岩本2010b・d）。現

状では、これら2基の古墳に与える前期中葉という年代が目録93鏡を出土する古墳の築造上限年代になるものとする。下限は、佐味田宝塚古墳や長法寺南原古墳、矢道長塚古墳から前期末を現状として想定しうる。

以上の検討から、93鏡については舶載三角縁神獸鏡のなかではもっとも新しい段階に位置づけられる資料であり、古墳の築造年代としては前期中葉をおおむね上限とみるのが可能である。したがって、四塚山古墳群鏡を出土した古墳の築造年代も、上限は古墳時代前期中葉となる可能性が高い。

「同範鏡」認定の意義 上述したように、「同範鏡」の認定によって、これまで舶載三角縁神獸鏡であろうと推定されるにとどまっていた破片資料（村上1985：111）の位置づけが明確となった。

その意義は、「同範鏡数」が数的に増加することはもちろん、結果として製作技術論に新たな視角を提供することになるばかりか、古墳時代社会の展開を考えるうえでも重要な材料を提供することとなる。すなわち、「同範鏡」の分布にもとづく王権論や、地域における古墳の動向といった視角にたいして、新たな展開をもたらすことも期待できるのである。そうした点で、「同範鏡」の新規認定には、三角縁神獸鏡の新資料の出土と匹敵する意義がある。

製作技術論 「同範鏡」の新規認定に関連して浮上する第一の論点として、まずは製作技術論をとりあげる。

このたびの新規認定によって、いわゆる舶載鏡として分離される一群においても10面の「同範鏡」製作が可能であったことが明らかとなった。この10面という「同範鏡」数は、舶載三角縁神獸鏡のなかでは最多数である。これにつづくのは、44鏡の三角縁・天王日月・

唐草文帯四神四獸鏡（配置A・表現④）の8面、35鏡の三角縁吾作四神四獸鏡（配置A・表現④）の7面、134鏡の三角縁波文帯三神二獸博山炉鏡（配置M・表現⑩）の7面である。なお、「仿製」三角縁神獸鏡は207鏡の三角縁獸文帯三神三獸鏡で10面、213鏡の三角縁獸文帯三神三獸鏡で9面の「同範鏡」が知られる。

一組あたりの「同範鏡」数という点で、舶載鏡と「仿製」鏡とで最多数が同一となり、

表1 目録93鏡出土古墳の三角縁神獸鏡の組合せ

出土古墳	目録番号	澤田1993	福永1994	岸本1995	岩本2008	大賀2002
兵庫・ヘボン塚	88	V	C	V	4	舶Ⅲ
	93	IV	C	IV	4	舶Ⅲ
大阪・石切周辺(推定)	43	II	B	II	2	舶Ⅰ
	93	IV	C	IV	4	舶Ⅲ
	97	IV	C	IV	3	舶Ⅲ
京都・長法寺南原	80	III	B	IV	3	舶Ⅱ
	93	IV	C	IV	4	舶Ⅲ
	103	IV	C	IV	3	舶Ⅱ
奈良・佐味田宝塚	14	IV	C	IV	2	舶Ⅰ
	19	III	B	III	1	舶Ⅰ
	29	I	A	I	1	舶Ⅰ
	37	III	B	II	2	舶Ⅰ
	44	II	B	II	2	舶Ⅰ
	60	III	B	III	2	舶Ⅰ
	61	II	B	III	2	舶Ⅰ
	93	IV	C	IV	4	舶Ⅲ
	111	V	C	IV	3	舶Ⅱ
	125	V	D	V	4	舶Ⅲ
134	V	D	V	4	舶Ⅲ	
岐阜・円満寺山	93	IV	C	IV	4	舶Ⅲ
	134	V	D	V	4	舶Ⅲ
岐阜・矢道長塚(東棺)	93	IV	C	IV	4	舶Ⅲ
	132	V	D	V	4	舶Ⅲ
	202	IV	仿Ⅰ	仿Ⅰ	4	仿Ⅰ
愛知・東之宮	89	V	C	IV	4	舶Ⅲ
	93	IV	C	IV	4	舶Ⅲ
	123	V	D	V	4	舶Ⅲ
	127	V	D	V	4	舶Ⅲ

〔凡例〕ゴシックは組合せが同一段階からなる場合を示す。

このたびの結果からは数量的な側面では舶載鏡と「仿製」鏡とで差のないことを強調する。いっぽうで、「同範鏡」が特定の鏡に数量的に偏る傾向があり、10面の「同範鏡」が存在するものもあれば、1面しか現状で確認できないものもあることがより明瞭となった。数量的な議論は、単に出土していないという点に注意が必要だが、現状の資料数が偶然の結果によるものだけとは考えにくい。現在の資料状況が本来の製作状況がある程度反映しているのであれば、「同範鏡」数の差に製作者ないし製作者集団を反映するであろう系統差、さらには時期差との相関性をみいだすことは困難である<sup>(4)</sup>。状況に応じて、柔軟に生産量を確保するなかで、一組あたりの「同範鏡」の数も変動した可能性が高いと考える。

なお、10面という数の「同範鏡」が確認された93鏡について、あらためて詳細な分析をおこなう必要性は十分にあるが、現段階においてはその準備がないので、くわしい観察をふまえた議論については、今後の課題としておく。

**三角縁神獣鏡の分配論** 第二の論点として、「同範鏡」の分布を基礎とする三角縁神獣鏡分配の動向に関連して、今回の「同範鏡」認定がもたらす変更点を確認しておこう。

93鏡の空間的な広がり、これまで近畿地方から東海地方にかけて分布するという点が特徴的であった。このたび、島根県益田市で「同範鏡」が確認されたことによって、その分布は西方へ大きく拡大し、本州の西端近くまでおよぶことが明らかになった。すなわち、特定の「同範鏡」が近畿地方を中心に列島の広域に分布するという状況を確認しえた点が、今回の「同範鏡」新規認定がもたらす意義としてきわめて重要なのである。

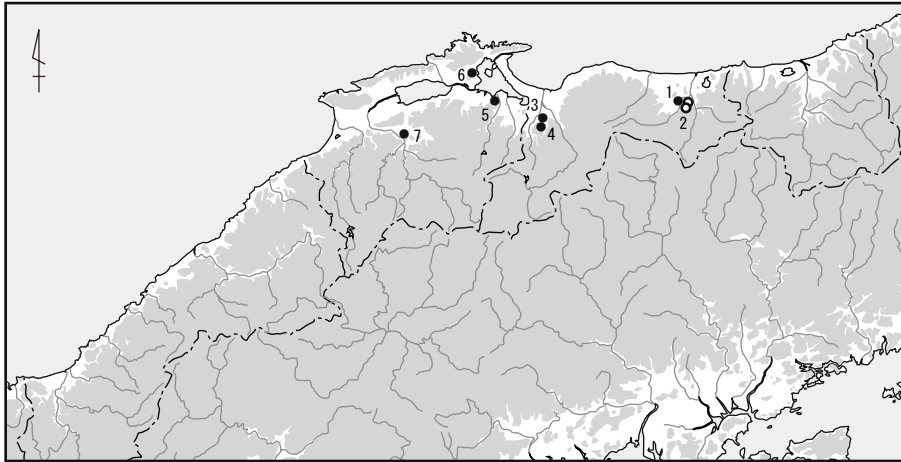
また、93鏡が主体的に流通した段階（岩本

時期区分のⅢ期）は、そのほかの三角縁神獣鏡も含めて、絶対数は少ないにもかかわらず、いっぽうでは分布にきわめて広域性を示す時期でもある（岩本2010a・d）。93鏡の「同範鏡」の分布の広がりはそのような列島規模における動向とも符合するのである。

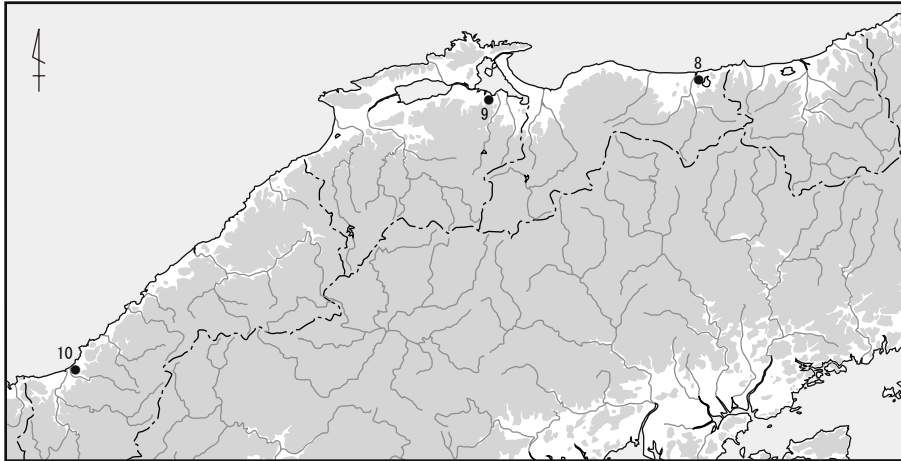
これらの点は、倭王権によって分配された器物として三角縁神獣鏡を評価する立場に立つかぎり、三角縁神獣鏡を媒介とした関係性の維持がおおむねこの段階まで列島の広域におよぶという理解とも整合するものである（岩本2010a・b・d）。

**山陰の前期古墳論** 最後に地域的な枠組みのなかで、「同範鏡」の新規認定がもたらす意義を、山陰地方を対象として考えることとしたい。

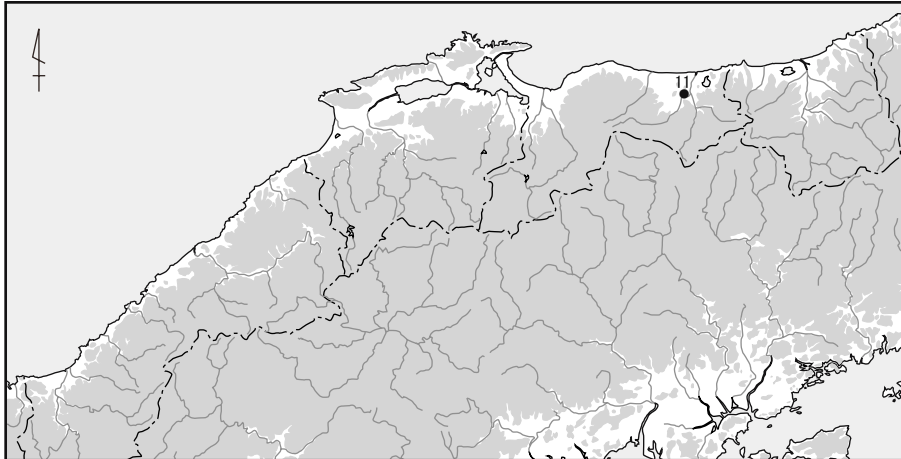
山陰地方における三角縁神獣鏡の分布をもとにした前期古墳論は、これまで石見地域を除く地域を対象とせざるを得なかった。今回の「同範鏡」新規認定によって、もっとも大きな意義をもつのは、従来は検討の対象外としていた石見地域を含めて、山陰地方という枠組みにおいてようやく三角縁神獣鏡の分布の検討が可能となった点であろう。山陰地方における三角縁神獣鏡の分布とそれをもとにした前期古墳論については、以前に略述したことがあるが（岩本2006・2009）、あらためて分布図を作成し、考察を試みたい。ただし、山陰地方の三角縁神獣鏡の動向を分析するにあたっては、資料数の少なさをふまえると、三角縁神獣鏡編年を古墳における組合せから再整理した6期区分（岩本2010b・d）をさらに3期に集約した時間軸で議論をおこなうのがもっとも有効と考える。そこで、以下では便宜的ではあるが、前期前半（Ⅰ・Ⅱ期）・前期中葉（Ⅲ・Ⅳ期）・前期末（Ⅴ期）に整理して分布を検討する（図6）。なお、検討に用い



古墳時代前期前半



古墳時代前期中葉



古墳時代前期末



図6 山陰地方における三角縁神獸鏡の分布にみる推移

1. 伯耆国分寺古墳 2. 伝旧社村付近 3. 普段寺1号墳 4. 普段寺2号墳 5. 大成古墳 6. 八日山1号墳  
7. 神原神社古墳 8. 馬ノ山4号墳 9. 造山1号墳 10. 四塚山古墳群 11. 上神大将塚古墳

る時間軸は、三角縁神獣鏡が製作後きわめてスムーズに分配されたと考える点から（岩本 2010a・b・d）、その製作年代にもとづく区分としておく。

まずは前期前半であるが、伯耆地域と出雲地域に分布する点を確認できる。一定範囲をカバーするように分布しながらも、比較的近接した範囲において、複数面がまとまって存在する状況をみいだせる。とくに、伯耆地域においては、分布はふたつのまとまりとしてとらえうるが、それぞれは距離的にもきわめて近い古墳から出土した事例である。三角縁神獣鏡を保有する集団の影響力がおよぶ範囲がある程度限定したものであった可能性があろう。こうした分布のあり方は、列島規模での動向やそのほかの地域での様相とも共通する（岩本 2008b・2010a・b・d）。

つづく前期中葉の分布は、前段階とは異なる特徴をみせる。現状において、伯耆地域、出雲地域、石見地域でそれぞれ1例ずつの確認にとどまり、全体としては広く分散したあり方を示す。こうした様相も前期中葉における三角縁神獣鏡の列島規模での分布状況とも符合する。したがって、資料数的には限定されるが、一定の傾向を反映した地域的にみても有意な分布と評価できる。

そして前期末には、山陰地方での三角縁神獣鏡の分布が希薄になる。この状況についても、列島規模でみた場合に当該期の三角縁神獣鏡の分布が畿内地域およびその縁辺部と九州地方に偏在することと無関係ではない。

以上のように、山陰地方における三角縁神獣鏡の分布は、列島規模における変動とある程度連動するものと評価できる。このことはいいかえれば、畿内地域を中心とした関係の形成が一定の方向性をもちつつ、時間的に変化した可能性をも示唆する。そうした運動の

なかに、山陰地方の古墳時代前期社会は組み込まれながらも、前期中葉までは墳丘形態や墳丘構造、埋葬施設、出土土器などには王権が所在する畿内地域とは異なる特徴が保持された（岩本 2009）。畿内地域を中心とした関係性と、それとは異なる次元のいわば地域的ともいえる集団関係を、ある時期まで濃厚にみとめうる点が山陰地方の三角縁神獣鏡出土古墳の特質といえるだろう。

## おわりに

島根県益田市下本郷町に所在した四塚山古墳群から出土した三角縁神獣鏡の「同範鏡」の新規認定作業を出発点として、新たな認定がもたらす論点について若干の考察を試みた。あくまでも1面の個別資料の検討が出発点だが、石見地域ではほかに三角縁神獣鏡の出土が知られていないという現状から、結果としていくつかの重要な論点を提供しえた。

あらためてその成果をここで述べることはしないが、資料の地道な観察こそが何より重要であることを再確認しえた点を強調しておきたい。今後も地道な資料の観察と検討を重ねつつ、そのうえで新たな研究視角を提示することに努めたい。

## 付 記

本稿を加藤克夫先生のご退職に際し、献呈いたします。加藤先生、おつかれさまでした。なお、資料閲覧に際し、益田市教育委員会のご高配を得ました。末筆となりましたが、記して深謝申し上げます。

## 註

- (1) こうした同一性にかかわる注目すべき特徴として鈕孔の開口方向があるが（福永 1992）、93 鏡もその開口方向はいずれも共

通する。詳細は別稿で述べたいが、三角縁神獸鏡の鈕孔が簡易的な構造であった点は（藤丸1998）、鈕孔の周囲にみられる鋳張りが、鈕の形状に沿って生じている点からも確実である。簡易的な構造でありながら、開口方向が一致するという事実は、これらの「同範鏡」が限られた時空間で製作されたことを示しており、ここで述べる文様・形態にみる同一性の強さと符合するものと評価しうる。

- (2) 三角縁神獸鏡の組合せを検討するという意図から、表には複数の三角縁神獸鏡を出土した事例のみ掲げる。なお、各資料の年代的 position は、舶載鏡を4段階以上に区分する細別案と（澤田1993、福永1994、岸本1995、岩本2008a）、古墳における組合せ関係から編年的位置を検討した大賀克彦の3期区分（大賀2002）を参考のために明示する。なお、共伴した「仿製」鏡については省略する。
- (3) ヘボソ塚古墳出土の石製腕飾類は、山谷式車輪石と凹凹式石釧という古相の組合せを示す（森下2005）。東之宮古墳出土の腸扶柳葉式鉄鏃は川畑分類「腸扶柳葉B式」に属し、Ⅱ期に位置づけられる（川畑2009）。
- (4) ただし、舶載鏡と「仿製」鏡の双方を含めた三角縁神獸鏡の終焉段階に、「同範鏡」がほとんど存在しない点は、製作技術上の変化を反映したものと考える（岩本2005）。

## 引用文献

岩本崇2005「三角縁神獸鏡の終焉」『考古学研究』第51巻第4号 考古学研究会 pp.48-68  
 岩本崇2006「伯耆国分寺古墳の再検討」『大手前大学史学研究所紀要』第6号 大手前大

学史学研究所 pp.123-142  
 岩本崇2008a「三角縁神獸鏡の生産とその展開」『考古学雑誌』第92巻第3号 日本考古学会 pp.1-51  
 岩本崇2008b「三角縁神獸鏡と東海地方の前期古墳」『季刊 考古学』別冊16 東海の古墳風景 雄山閣 pp.13-21  
 岩本崇2009「山陰の鏡と古墳—三角縁神獸鏡を中心に—」『第37回山陰考古学研究集会 山陰の古墳出土鏡』山陰考古学研究集会 pp.1-10  
 岩本崇2010a「三角縁神獸鏡と前方後円墳出現期の社会」『比較考古学の新天地』同成社 pp.300-309  
 岩本崇2010b「古墳時代前期における地域間関係の展開とその特質」『龍子三ツ塚古墳群の研究—播磨揖保川流域における前期古墳群の調査』大手前大学史学研究所・龍子三ツ塚古墳調査団 pp.399-432  
 岩本崇2010c「三角縁神獸鏡の仿製鏡」『遠古登攀—遠山昭登君追悼考古学論集—』遠山昭登君追悼論集刊行会 pp.145-162  
 岩本崇2010d「三角縁神獸鏡と古墳の出現・展開」『日本考古学協会2010年度兵庫大会 研究発表資料集』日本考古学協会2010年度兵庫大会実行委員会 pp.115-130  
 大賀克彦2002「古墳時代の時期区分」『小羽山古墳群』清水町埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅴ 清水町教育委員会 pp.1-20  
 川畑純2009「前・中期古墳副葬鏃の変遷とその意義」『史林』第92巻第2号 史学研究会 pp.1-39  
 小原貴樹・下高瑞哉1999「山陰地方古墳出土の三角縁神獸鏡」『新修 米子市史』第七巻 資料編考古 原始・古代・中世 米子市 pp.286-293  
 岸本直文1989「三角縁神獸鏡製作の工人群」

- 『史林』第72巻第5号 史学研究会 pp.1-43
- 岸本直文 1995 「三角縁神獸鏡の編年と前期古墳の新古」『考古学研究会 40周年記念論集 展望考古学』考古学研究会 pp.109-116
- 小林行雄 1971 「三角縁神獸鏡の研究—型式分類編—」『京都大学文学部紀要』第十三 京都大学文学部 pp.96-170
- 澤田秀実 1993 「三角縁神獸鏡の製作動向」『法政考古学』第19集 法政考古学会 pp.17-37
- 辻田淳一郎 2007 『鏡と初期ヤマト政権』すいれん舎
- 都出比呂志・福永伸哉編 1992 『長法寺南原古墳の研究』大阪大学南原古墳調査団
- 新納泉 1991 「権現山鏡群の型式学的位置」『権現山 51号墳』同刊行会 pp.176-185
- 福永伸哉 1992 「三角縁神獸鏡製作技法の検討—鈕孔方向の分析を中心として—」『考古学雑誌』第78巻第1号 日本考古学会 pp.45-60
- 福永伸哉 1994 「三角縁神獸鏡の歴史的意義」『第36回埋蔵文化財研究集会 倭人と鏡 その2—3・4世紀の鏡と墳墓—』埋蔵文化財研究会 pp.349-358
- 藤丸詔八郎 1998 「三角縁神獸鏡の製作技術について—同範鏡番号19鏡群の場合—」『北九州市立考古博物館研究紀要』第5号 北九州市立考古博物館 pp.1-32
- 水野敏典・山田隆文編 『三次元デジタルアーカイブを活用した古鏡の総合的研究』檀原考古学研究所成果第8冊 奈良県立檀原考古学研究所
- 水野敏典（文責）・今津節生・岡林孝作・山田隆文・高橋幸治・鈴木裕明・北山峰生 2005 「三角縁神獸鏡の鑄造欠陥と「同範鏡」製作モデル」『三次元デジタルアーカイブを活用した古鏡の総合的研究』檀原考古学研究所成果第8冊 奈良県立檀原考古学研究所 pp.385-391
- 村上勇 1985 「益田市四塚山古墳群出土の三角縁神獸鏡」『島根考古学会誌』第2集 島根考古学会 pp.107-111
- 森下章司 2005 「前期古墳副葬品の組合せ」『考古学雑誌』第89巻第1号 日本考古学会 pp.1-30

### 図表出典

- 図1 島根県益田市下本郷町四塚山古墳群 (益田市教育委員会所蔵)
- 図2 島根県益田市下本郷町四塚山古墳群 (益田市教育委員会所蔵)
- 図3 細部上段：島根県益田市下本郷町四塚山古墳群 (益田市教育委員会所蔵)、細部下段・全体背景：京都府長岡京市長法寺南原古墳 (2号鏡、水野・山田編 2005より転載)
- 図4 1. 京都府八幡東車塚古墳 (東京国立博物館所蔵) 2. 岐阜県円満寺山古墳 (岐阜県博物館所蔵) 3. 岐阜県矢道長塚古墳東棺 (東京国立博物館所蔵) 4. 愛知県東之宮古墳 (京都国立博物館所蔵)
- 図5 1. 京都府長法寺南原古墳 [1号鏡] (都出・福永編 1992 図版 20) 2. 京都府長法寺南原古墳 [2号鏡] (都出・福永編 1992 図版 21) 3. 京都府八幡東車塚古墳 (東京国立博物館所蔵) 4. 岐阜県円満寺山古墳 (岐阜県博物館所蔵) 5. 岐阜県矢道長塚古墳東棺 (東京国立博物館所蔵) 6. 愛知県東之宮古墳 (京都国立博物館所蔵)
- 図6 小原・下高 1999 をもとに岩本作成
- 表1 岩本作成
- ※所蔵機関記載資料は、岩本実測・手拓・撮影